

北東アジア課長 符蓋園済

極秘
まで

アジア局長 ~~了~~ 日韓政対於行テ3回会議記録

~~大臣の在外務長官との会談~~

3月15日 卜部記

37, 3, 185

北東アジア課

本件会談は、3月15日午後10時5分より11

時45分まで、一時間40分、大臣接見室に

あり行はれた。大臣、長官のほか杉、裴両首

席代表が参加、裴大使の通訳に書った。

会談内容につき、大臣より伺ったところ次の

通り（大臣から卜部参事官に対し、口述されたもの）。

会談後

要旨

日韓政対の懸念は、従来にくらべればやや柔かく

北東アジア課長

符

なつた。中記接事類について、それがさ失したり

してゐることにつき、總論中で述べられたことと

蔵相お旨述べた。韓元例は、貨幣価値
3. 動 ←

変動を考慮してほしいと述べたが、交渉が10年

以上もかいているのは、李承晩政権の終りを

懸念によるもので、貨幣価値の変動の責任を

日本が持つ理由をしっかりと断つておいた。た

思給等については日本人と同じ扱いをしよう

と考えて、^{財政} 円安の考え方を述べた。ゆとりのある
(当時の)

考え方をしているかと聞いておいた。

4. 韓元例に対し、経済協力は、韓元例に実際

役立つように考えているのであって普通の経済

協力とは違ふのか。この点を十分考えて

ほし」と述べたのに対し、韓江例は、自分としては

請求権の問題を別にして、creditを第2に帰

つたというのでは立場が逆、ことを考えてほしい

と述べている。

5、

請求権として松村根拠のあるものは少ない

のだが、韓江例の考えているように、請求権、世帯

援助が経済援助の二本柱には取り得ない

ゆえで、請求権については、日米例としてゆとり

ある考え方を取ることに、請求権と世帯援助

とが重なり合ったように考えて、これと経済援助

の二本柱を考えている。請求権と云えば

命令第33号で日本の譲りし来た財産も

考へぬは言らぬと述べたのに対し、韓通例は

それと言わぬは、36年間の在韓期間における

日本の搾取の方が多かったという議論が主と

来ると述べた。これに対しては、日本国民は

そうは思っていないと述べ、とにかく譲渡権を

譲渡は拒むと言つたこと。韓通例は、その

譲渡権と世帯援助との重なり合ったものについて

何か良い名称は世帯^{世帯に}と~~譲渡~~の二つに分け

双方で考へることによつて答へておいた。

6. 韓通例は、金裕村の去した子債^債は、減

ら有用意があるに述べたが、これに対しては

めざしと取合の中身は11日であった。

7.

8. 韓通使に対して、接待協力の案について、6月

27日

27日、~~韓通使~~ 韓通使と対面し、おおよそ同意した。

7.

8. 次回は、16日とし、内容は15日夕方までに

知らせることとした。

9.

8. 次回会合の案と、本日は友好協定締結を

6月

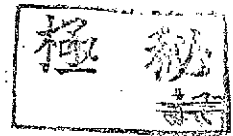
27日、双方の立場について深く話し合った。会合は

27日、おおよそ同意したと、このことと、韓国に発表するに

した。

以上、~~韓通使~~ 韓通使と対面し、おおよそ同意したとあり、

~~後日の参考のためにメモした。 (十)~~



日韓政治折衝第3回会談記録

37.3.15

北東アジア課

本件会談は、3月15日午前10時5分より11時45分まで、1時間40分、大臣接見室において行われた。大臣・長官のほか杉、斐両首席代表が参加、斐大使が通訳に当つた。

会談内容次のとおり(会談後大臣よりト部参事官に対し要点口述されたもの)。

1. 韓国側の態度は、従来にくらべればやや柔かくなつた。
2. 証拠書類について、それが亡失したりしていることにつき、総論中で述べられたことを感謝する旨述べていた。
3. 韓国側は、貨幣価値変動を考慮してほしいと述べたが、交渉が10年以上もかかっているのは、李承晩政権の頑固な態度によるもので貨幣価値の変動の責任を日本が持つ理由なしとして断つておいた。ただ恩給等については日本人と同じ扱いをしようと考えて居て、財

政事務当局の考え方と違つたゆとりのある考え方をしていると述べておいた。

4. 韓国側に対し、経済協力は、韓国側に実際役立つように考えているのであつて普通の経済協力とは違ふのだから、この点を十分考えてほしいと述べたのに対し、韓国側は、自分としては請求権の問題を別にして、credit を貰つて帰つたというのでは立場が無いことを考えてほしいと述べた。

5. 請求権として法的根拠のあるものは少ないのだが、韓国側の考えているような、請求権、無償援助及び経済援助の三本立ては取り得ないわけで、請求権については、日本側としてゆとりのある考え方を取ることにより、請求権と無償援助とが重なり合つたような考えで、これと経済協力の二本立てを考えている。請求権と言へば軍令第33号で日本の残して来た財産も考えねばならぬと述べたのに対し、韓国側は、それを言われれば、36年間の占

領期間における日本の擄取の方が多かつたという議論が出て来ると述べた。これに対しては、日本国民はそうは思っていないと述べ、とにかく請求権というのは拙いと言つたところ、韓国側は、その請求権と無償援助とが重なり合つたものについて何か良い名前は無いかということなので、これは双方で考えることにしようと答えておいた。

6. 韓国側は金裕沢の出した8億ドルは、減らす用意があると述べたが、これに対してはわざと取合わないでおいた。

7. 韓国側に対し、経済協力の点について、もつと重点をおいて考えておくよう注文しておいた。

8. 次回は、16日とし、^時期間は15日夕方までに知らせることとした。

9. 次回会合の点と、本日は友好的雰囲気、双方の立場についてもつと深く話合つた。金額は出なかつたということを新聞に発表することとした。